

青梅市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方税法その他関係法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いた
いので、この条例案を提出いたします。

青梅市市税条例等の一部を改正する条例

(青梅市市税条例の一部改正)

第 1 条 青梅市市税条例（平成 10 年条例第 34 号）の一部を次のように
改正する。

第 18 条の 4 中「交付手数料」を「交付（法第 382 条の 4 に規定す
る当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手
数料」に改める。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税にかかる第 36 条の 3 第 1 項に規定
する確定申告書に特定配当等にかかる所得の明細に関する事項その他
施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等にかかる
所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税にかかる第 36 条の 3 第 1 項に規定
する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額にかかる所得の明細に関す
る事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株

式等譲渡所得金額にかかる所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書にかかる年度分の個人の都民税」を「確定申告書にかかる年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税」に改める。

第36条の2第1項中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「扶養親族（控除対象扶養親族）」を「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）にかかる所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）または扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等にかかる所得を有しない者）」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」

に改める。

第73条の2中「含む。）の閲覧の手数料」を「含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「含む。）の交付手数料」を「含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

付則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）にかかる配当所得にかかる部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等にかかる配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第17条の2第3項中「、第37条の8または第37条の9」を「または第37条の8」に改める。

付則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等にかかる所得が生じた年分の所得税にかかる第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等にかかる所得が生じた年分の所得税にかかる第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等にかかる所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を「年分の所得税にかかる同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の

適用を受けようとする旨および当該条約適用配当等にかかる所得の明細に関する事項の記載がある場合」に改める。

付則第 26 条から付則第 29 条までを次のように改める。

第 26 条から第 29 条まで 削除

(青梅市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市市税条例の一部を改正する条例 (令和 3 年条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。」を「「扶養親族 (」の次に「年齢 16 歳未満の者または」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。」に改める。

付則第 2 条第 2 項中「新条例」の次に「第 24 条第 2 項および第 36 条の 3 の 3 第 1 項ならびに付則第 5 条第 1 項」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 33 条第 4 項および第 6 項の改正規定、第 34 条の 9 第 1 項および第 2 項の改正規定、第 36 条の 2 第 1 項および第 2 項の改正規定、第 53 条の 7 の改正規定、付則第 16 条の 3 第 2 項の改正規定、付則第 20 条の 2 第 4 項の改正規定、付則第 20 条の 3 第 4 項および第 6 項の改正規定ならびに第 2 条中付則第 2 条第 2 項の改正規定
令和 6 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中第 18 条の 4 の改正規定、第 73 条の 2 の改正規定および第 73 条の 3 の改正規定
令和 6 年 4 月 1 日

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の青梅市市税条例 (以下「改正後の条例」という。) 第 36 条の 3 の 2 の規定、第 36 条の 3 の 3 の規定および付則第 7 条の 3 の 2 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の市民税について適用し、令和 4 年度分までの市民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例付則第 10 条の 2 第 2 項の規定は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税につ

いては、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第33条第4項および第6項の規定、第34条の9第1項および第2項の規定、第36条の2第1項および第2項の規定、付則第16条の3第2項の規定、付則第20条の2第4項の規定ならびに付則第20条の3第4項および第6項の規定は、令和6年度以後の年度分の市民税について適用し、令和5年度分までの市民税については、なお従前の例による。